

物品売扱仕様書

1. (仕様書)

本仕様書は、2に記載する売扱物品の売却に関するものである。

本売扱契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

2. (売扱物品)

売 扱 い 物 品 名 称	形 状・寸 法	数 量
金属くず等	別紙写真参照	1 山
廃バッテリー	別紙写真参照	1 山

3. (物品保管場所)

環境局南部環境事業センター内 大阪市西成区南津守 5-5-26

4. (引取期限)

令和8年3月12日(木) 16:00

なお、期限までに引取を完了しない時は、本市契約規則第56条を適用し、延滞違約金を徴収する。

5. (下見の日時及び場所)

入札参加を希望する者は必ず売扱物品の下見を行い、「物品買受申込書」に環境局立会者の証印を受けること。環境局立会者の証印のない入札は無効とする。

下見日時：令和8年2月17日(火) 13:30から15:30まで

下見の場所：前項3と同じ

6. (物品の引取)

- (1) 落札後、物品の引取については、当局担当者と日程調整を行い、承認を得てから引き取ること。
- (2) 引取日時については、代金納入後の平日とする。日時は代金納入後調整する。
- (3) 引取にかかる費用は、すべて買受人の負担とする。
- (4) 物品の引取当日は、事業担当の指示に従い、敷地内では安全に十分気をつけ、当局の業務を妨げないこと。また、敷地内での事故については、全て買受人の責任において処理すること。
- (5) 物品の引取後、物品保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、全て買受人の責任において処理すること。
- (6) 現場での解体は一切行わないこと。
- (7) 金属くず置き場内については、指示した残置物(かご等)以外はすべて持ち帰る

こと。

7. (注意事項)

- (1) 本契約は一山の見積もりに基づく総価契約とする。
- (2) 入札参加を希望する者は必ず下見時に現場で現物を熟観のうえ、申込金額を見積ること。なお、落札決定後の苦情などは一切認めない。
- (3) 引取りに際しては、物品引取の日時等について事前に当局担当者と詳細な打合せを実施し、その指示に従うこと。
- (4) 買受人は、売扱物品の運搬作業中、交通事故等が無いよう関係法令を遵守し細心の注意を払って運送すること。
- (5) 不用部品についても責任をもって処理し、本売扱物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。
- (6) 物品引取後の物品の保管については、買受人の責任とし、その物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- (7) 本仕様書について疑義のあるときは、必ず入札前に当局担当者に問い合わせ、指示を受けること。落札決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、本市の解釈による。

8. (事業担当)

大阪市環境局 南部環境事業センター（整備担当）

（所在地） 大阪市西成区南津守 5-5-26

（連絡先） 06-6661-1190

金属くず等

別紙



廃材（北側）



廃材（南側）

金属くず等

別紙



廃材（西から東方向）



キャビン

廃バッテリー

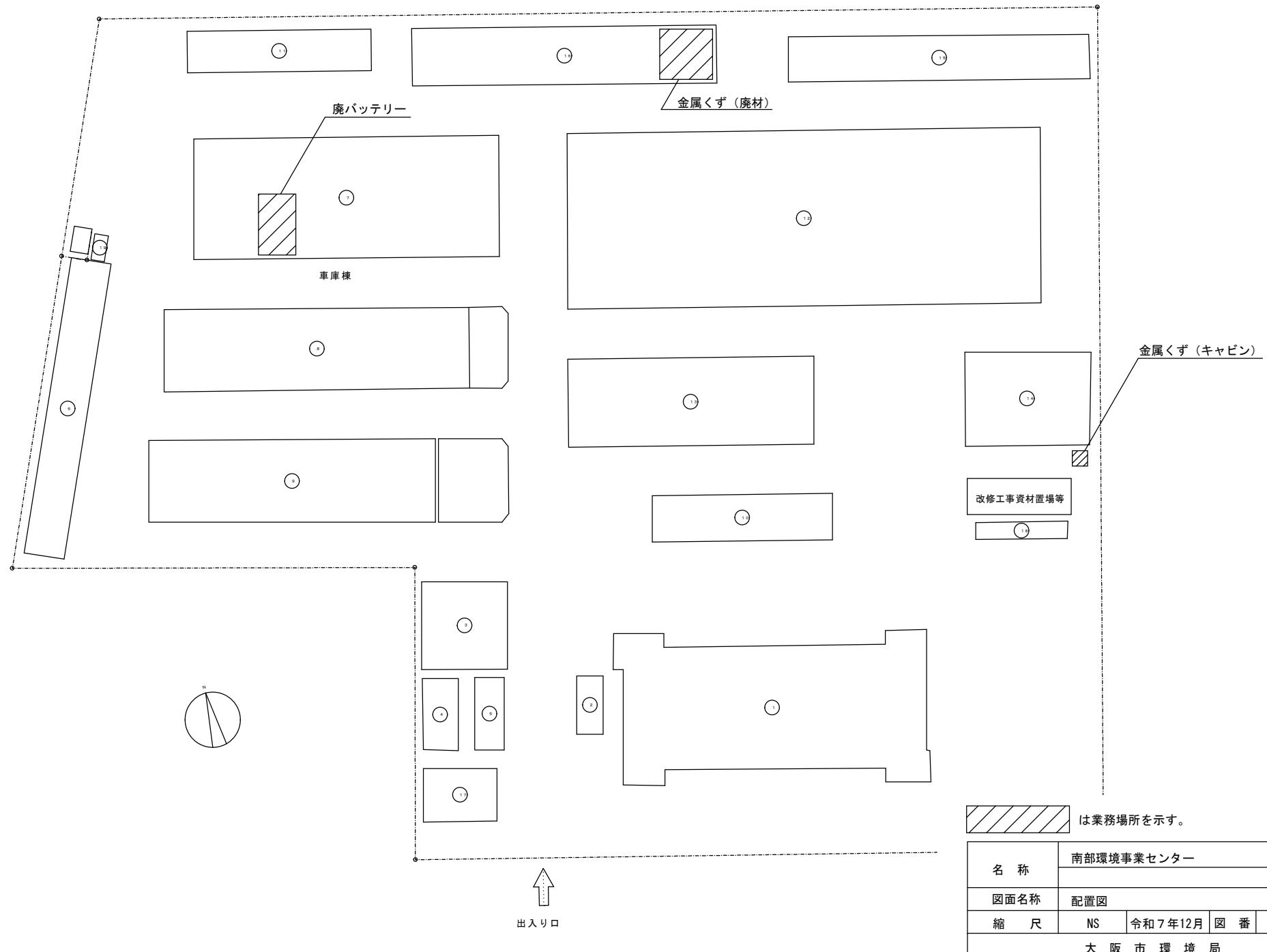
別紙



廃バッテリー（南側から）



廃バッテリー（北側から）



生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。